

## さいたま市告示第311号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和8年2月18日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 検査対象となる特定計量器  
質量計（ひょう量が500kg以下の電気式はかり及び機械式はかり）
- 2 区域  
さいたま市内全域
- 3 期日  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 場所  
特定計量器の所在場所若しくは計量検査所が指定する場所